

第1271回 高知市教育委員会11月臨時会 議事録

1 開催日 令和4年11月14日（月）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第39号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
について

報告 ○第493回高知市議会臨時会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処
分の報告について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	山 中 浩 介
	教育次長	岩 原 圭 祐
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	竹 内 清 貴
	学校教育課教育企画監	市 原 俊 和
	学校環境整備課長	高 橋 直 人
	教育研究所長	西 田 尚 弘
	教育政策課長補佐	島 崎 由 紀 子
	教育研究所副所長	吉 本 恭 子
	教育研究所班長	刈 谷 美 和
	教育政策課主幹	神 岡 純 子
	教育政策課主任	松 本 理

1 令和4年11月14日（月） 午後3時～午後4時20分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時

松下教育長

ただいまから、第1271回高知市教育委員会11月臨時会を開会いたします。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、西森委員，お願いいたします。

西森委員

はい。

松下教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第39号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。

9月の定例会において、事務局で行った一次評価について報告を受け、協議をいたしました。その協議結果を踏まえた上での内容と、一次評価に対する事務点検・評価委員2名の意見の入った報告書の素案を、御一読いただいていることと思います。

本日は、事務局から説明後、内容に関して皆さんから御意見をいただくこととし、次回11月22日定例会におきまして、今回皆さんからいただいた御意見を踏まえて、議会に提出する最終的な事務点検・評価報告書を取りまとめることといたします。

それでは、三つの点検項目について、点検・評価委員の意見への対応等について、事務局から説明をお願いします。

1項目ずつ審議をお願いします。

「対象事務1 GIGAスクール構想推進事業」について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課教育企画監

それでは、GIGAスクール構想推進事業につきまして御説明いたします。

まず、9月の定例教育委員会にて、教育委員の皆様から多くの御意見や御指摘を賜りまして、誠にありがとうございました。9月には、9ページにありますような様式1の形式で御説明をいたしました。いただきました主な御意見としまして、まず「各校の状況を分析することとそれを行うための指標やレベルなどが分かりづらく、そもそも評価が難しいものであること」、それから「GIGAスクール構想推進事業の目的が授業改善とするならば、それに向かうための成果や課題が明らかにされるべきであること」などのことについて御指摘をいただきました。このようなことから、9ページにあります様式1の内容に修正をいたしました。

まず、「1 事業の目的・概要等」の【達成すべきレベル】の(1)につきまして、当初は「60校60通りの「GIGAスクール構想」の実現に向けた各校の状況を分析する」としていましたが、本来の目的が分析だけではないことから、「各校の状況を分析し、支援する」に変更しております。また、(2)につきましても「授業改善のための取組内容」として加筆しています。

次に、「2 成果」の(1)につきまして、当初は「三つの研究推進のレベル（段階）」と「三つの活用推進のレベル（段階）」に分けてそれぞれの学校の状況を分析できた」としていましたが、そ

のレベル、段階というものが分かりづらく、また、分析が主目的のように受け取られかねないため、御指摘を踏まえまして「それぞれの学校の取組に対する助言や支援をすることができた」と修正いたしました。

同様のことから「3 課題等」につきましても、「研究推進と活用推進の視点から分析」という文言がありましたが、「各校の校内研究体制や活用推進の度合い」という表現に改めるとともに、「活用推進の観点から、達成すべきレベルについて周知を図る」というくだりを削除いたしました。

最後に「4 今後の取組」につきましては、箇条書きに表記を改め、二つ目の項目としまして、「各校において、教員研修や学校訪問等を通じての助言や支援内容を反映させた研究体制の強化と活用推進が図られるとともに、60校60通りのG I G Aスクール構想が実現していくことを目指す」と追記いたしました。

以上が、9月定例教育委員会にていただきました御指摘や御意見を踏まえて、変更・修正をしたところの御説明となります。

続きまして、点検評価委員のお二人からいただきました御提言と、その御提言に対応する取組について御説明いたします。まずは、27,28ページの「1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等」の最後の段落にて、「G I G Aスクールプロジェクトチームを中心として、「授業におけるICT機器活用」への取組は、想定を上回る推進がなされている。高く評価したい。」と、私たちの取組に御評価をいただきました。御礼申し上げたいと思います。

それでは、御提言の順に沿って御説明いたします。

提言①からいきます。まず最初に、学校や教員に行う支援や研修そのものについても、ICT化の進展について御提言をいただきました。G I G Aスクール構想の推進により学びの変革を担う学校や教員が、本来担うべき業務に専念できるよう校務のDX、デジタル・トランスフォーメーションはもとより、研修についてもDXによる効率化を図る必要があると当方どもも考えております。このため、現在行っておりますオンライン情報交換・相談会等の拡充や、オンデマンド研修教材の開発、既存のコンテンツの収集及び整理を行い、オンラインでの提供を行うことのほか、事前・事後の事務手続のデジタル化や教員のオンラインコミュニティの構築についても、研修担当部署とも連携しながら、具体化に向けて研究を進めたいと考えております。なお、これらのことは研修効果等を見極めて、アナログとデジタルの適切な組合せも必要になると思われまますので、コロナ禍で急速に進んだICT化によるオンライン研修等でのメリット・デメリットを踏まえまして、検討をしていく必要があると考えています。

続いて提言②にありますように、学習指導・教科指導に加えて、学校経営、生徒指導及び校務運営におけるICTを活用した積極的な支援を進めていってほしいとのことでした。学校におきましては、職員会という会議が定期的に行われておりまして、そこでは紙資料の印刷及び配付など、依然として印刷機等の学校事務機器が情報伝達の主流になっている学校が残っています。このため、学校にICTを活用して業務を改善する意識を醸成することが急務でありまして、高知県内の各公立学校において導入されている統合型校務支援システムや、G I G Aスクール構想にて整備されたプラットフォームを活用して、ペーパーレス化や時間短縮を図るなど、特に職員会の進め方においてICTを活用したものに置き換えることで、効率化や教員の働き方改革につながった事例等をもって普及を図っていきたいと考えているところです。さらに、生徒指導の場においてもこれらのシステムは有効であり、児童生徒の個人カルテ等、その機能を活用する研修の実施を検討するなど、一層の周知を図っていくことが重要であると捉えております。

続いて提言③です。ここでは学校へのG I G Aスクール構想の基本理解への手立てについて、御提言をいただきました。御指摘のとおり、「なぜ、G I G Aスクール構想への取組が重要なのか」「何のためにやるのか」「なぜ学校は変化しなくてはならないのか」「教育ICTによって学校は何ができるようになるのか」「一人1台端末が意味することは」等々、学校へのG I G Aスクール構想の

基本理解につきましては、大変大きな課題であり、大変重要な課題でもあり、その難しさを感じているところでございます。学習指導要領の前文には、「これからの学校には、教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」と記述されております。学校教育において、持続可能な社会の創り手となる児童生徒に必要な資質・能力を育むために、最も重視される学び方が「探究的な学び」であり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実こそが、目指す学びの姿であると考えます。このため、GIGAスクール構想の実現は、すなわち目指す学びの姿そのものであるとの認識で、探究的な学びがそれぞれの児童生徒において具現化されるよう、ICTを文房具のように日常的に活用して授業改善に取り組むことが重要であると捉えています。私たちは研修等の機会があるたびに、これら基本的な考え方が共通に理解され、浸透していくよう図っていく必要があると考えています。

提言④では、今後の学校デザインの方向性についての指針の作成及び学校間格差の解消の手立てについて言及されています。高知市立学校のGIGAスクール構想の推進については、60校60通りの形で実現されるよう、各校長のリーダーシップの下、それぞれの取組が展開されているものと認識しています。しかしながら、各学校の学校デザインである学校経営計画に、GIGAスクール構想についての内容が明確に位置付けられていない場合には、所属する各教職員の自己目標にも反映されにくくなるため、学校間や教員間での取組に格差が生じることになっているのではないかと考えられます。このため、本市では県教育委員会に対しましてまずは学校経営計画の作成について、全ての学校でGIGAスクール構想の推進に係るICTの活用が学校経営に必要な取組として、計画の必須項目として明確に位置付けられるように提言を行っているところでございます。全ての学校の学校経営計画に、GIGAスクール構想の推進に係る内容が明確に位置付けられるようになることで、必然的に教職員の自己目標にも反映されることになると考えられますので、学校間格差については、格差から学校の特色へと昇華していくよう、引き続き学校支援に注力していきたいと考えております。

続きまして、提言⑤になります。授業・校務・環境整備・校内研修と多岐にわたる業務を円滑に遂行するため、ICT支援員の配置や企業・NPOとの連携等、教員のICT活用指導力の向上や研修支援体制づくりへの手立てについて挙げていただきました。

令和3年度にデジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省より出された「GIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケートの結果及び今後の方向性について」によりますと、「教職員の約6割からリテラシーの高い特定の教職員に業務負担が偏ること」が課題として挙げられていると記述されています。このようなことから、特定の教職員に業務負担が偏らないよう、十分に配慮していく必要があることは重要な課題であります。本市では、令和4年度より県と高知市を始めとする他の7つの県内自治体（高知市・室戸市・土佐町・大豊町・日高村・芸西村・馬路村）と、共同で設置した「GIGAスクール運営支援センター」にて、GIGAスクール構想の推進により整備されたICT機器の操作等に関する質問やトラブル対処方法等について、一元的に応答を行うなど、学校及び教職員のサポートを行ってきています。教育委員会としましては、今後とも「GIGAスクール運営支援センター」の設置を継続しまして、教職員への即時対応ができる体制を維持していきたいと考えております。また、情報教育学校支援アドバイザーを中心に、全ての高知市立学校に対して、定期訪問を行いながら指導助言を行うほか、2名の教育情報化推進支援員を活用しながらICT活用指導力向上と校内研修の支援を図るよういたします。

最後に提言⑥としまして、学習用のツールを整備するための予算措置の手立てについての御提言がありました。授業改善を目指すために、学校現場で必要な学習用ツールを整備していくことは、児童生徒の学力向上のためにも不可欠なものであると考えます。その一方で、厳しさを増す財政状

況の下、真に必要なソフトウェアを見極め、導入に向けて予算化を検討するなどたゆまぬ努力をしていくことは、教育委員会の重要な責務であると捉えています。本県では、全国唯一の全県統一型の統合型校務支援システムが導入され、県内の各学校で運用されています。また、G I G Aスクール構想による一人1台端末が整備されると同時に、「高知家まなびばこ」という学習ポータルが開設され、様々な学習教材等が提供されているほか、G I G Aスクール運営支援センターが県と県内自治体で共同運営されるなど、高知県が一つの広域連携圏となって、効率的で経済的なシステム調達を行う土壌ができているものと認識しております。今後県では、文部科学省の進めるM E X C B Tという学力・学習状況調査システムの入口となる「学習eポータル」として、「高知家まなびばこ」の運用を検討しているとのことから、本市では有力な学習用ツールとして、その内容と動向、特に経済性においては注視していきたいと考えております。また、市として学習用ツール等の導入が検討される場合におきましては、高知市立学校I C T活用推進協議会に諮りながら、先行導入している他県及び他自治体の事例やエビデンスを高知市版にローカライズするなどの方法で、実効性のある材料として予算化に向けた努力を重ねたいと思います。いずれにせよ、学校のI C T化には多額の経費が必要となります。引き続き、本市のG I G Aスクール構想推進のため、皆さまのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。説明を終了いたします。以上です。

松下教育長

では、この件に関して質疑等お願いします。

西森委員

事前に資料を拝見しておりまして、すごく分かりやすかったので、あまり引っかかることもなかったというのが本音です。ですが、1か所だけ今思ったことを申し上げたいと思います。

29ページの1の中にある評価委員さんの御提言でございます。「G I G Aスクール構想の背景になっている、V U C Aな世界やSociety5.0の到来により、時代の大きな転換期にある状況にいること、それを踏まえた文部科学省の「G I G Aスクール構想」実現への取組であることへの認識など、改めて「なぜ、G I G Aスクール構想への取組が重要なのか」等、学校へのG I G Aスクール構想の基本理解への手立てについて」ということが書かれています。このことについて、要するに学校現場であまり腑に落ちていない部分がまだあるのではないかと、というふうに思っておられるのだらうと思います。ですので、なぜしなくてはいけないのか、するべきなのかということについて、具体的にもう少し書き込まれてもいいのではないかと今思ったところです。対応する箇所としましては、6ページ目の提言③で、こういった必要性、どうしてやらなくてはいけないのかということに対して書かれているのですが、非常に印象的なのが、最後の下から2行目の「I C Tを文房具のように」というこの言葉がものすごくいいとは思っています。もしかしたら、評価委員さんがおっしゃっているのは正にこのことではないかと思っております。つまり、ここで個別最適な学習とか協働的な学びとかそれを実現するために書かれているのですが、もう一方で、これから生きる子供たちはこれが文房具のように使われる時代を生きるのです。極端に言うと、I C Tを使えるかどうかということは、教室の中に鉛筆を持っている子と持っていない子がいるというぐらいの差だと思います。それが先ほどの29ページにある、Society5.0という辺りのことだと思います。家でパソコンがある子とない子はかなり差があると思います。小さい時から普通にキーボードを触って、マウスの動かし方、電源の入れ方も落とし方も知っている子と、それが家がない、学校で学ばないといけないお子さんは、結構分かれているのではないかと思います。先日もお聞きしたことで、大学生でもパソコンは大学で触るものであって、家で触ったことがないから先生が熱心に触らせているとか、逆に私立の大学は入学時に全員が購入を求められて、そんな経費は聞いていなかったと頭を抱えるなどということも聞きます。恐らく社会に出たときに「君、鉛筆使える？」というレベルの話で、そこでもものすごい格差になってしまうと思います。ですので、この「文房具のように」という言葉はすごく重要な言葉だと思っていて、先生たちが「いや僕はアナログ式でやりま

すから」ではなくて、この技術を学校でしか身につけられない子がいる、この技術を身につけられなかったら、社会に出たときに文房具が使える子という扱いになってしまう、それくらいの危機感を持って、実現していただきたいというふうな形で書いてみられたらどうかと思った次第でございます。以上です。

学校教育課教育企画監

本当にその通りだと思います。

西森委員

私はこの文房具という言葉がものすごく素晴らしいと思って拝見しました。

学校教育課教育企画監

ありがとうございます。

松下教育長

ほかにありましたらお願いします。

その部分についてもずっと話をできていて、その中でここまで書き込めてきたんですけど、今おっしゃっていただいた学校でしか学べない、学校でしかスキルを得ることができないという学校の役割。学校がなぜ変わらなければいけないのかではなくて、だから学校がという。これまで恐らく、ずっと学校教育が担ってきた役割でしょう。家庭ではできない、または完全に見つけることはできない、けど学校教育でやることの意義のような、そんなところがあれば。もちろんこの資料を作ることものすごく大事ですけど、教育委員会のこれからの在り方というのにもう一歩踏み込んだ書きぶりができるのではなかと私もお聴きして思いました。ありがとうございます。

それでは、GIGAスクールについては構いませんでしょうか。少し直して加えた形で、進めていきたいと思います。

では、「対象事務2 不登校対策」について、事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

資料の11ページを御覧ください。対象事務といたしましては「不登校対策」で、副題といたしましては「不登校担当教員配置校サポート事業」における11校の取組と成果の発信」です。対象事業といたしましては、副題にもございますが、県教育委員会の事業である「不登校担当教員配置校サポート事業」の取組についてでございます。本事業は令和2年度から始まった事業ですが、本年度が最終の年となることから、これまでの3年間の指定校での取組や成果を、今後の高知市における不登校対策へとつなげていきたいと考えております。9月の定例教育委員会では、資料の17ページ、こちらの様式1を基に御説明をさせていただきました。教育委員さんの方からは、この事業と「4 今後の取組」において、少しずれを感じるような表現があるという御指摘をいただきましたので、「4 今後の取組」におきましては、本事業の改善策だけを記載するように修正をいたしました。この1点が変更点となっております。

それでは資料の13ページを御覧ください。点検・評価委員の意見・提言への対応について御説明をいたします。評価委員さんからは、本事業は国が示している方針に沿って総合的に推進・実践がなされ、「新規長期欠席者数の出現率」と「不登校担当教員配置校における支援ゼロの児童生徒0名」という達成すべきレベルをおおよそ満たすものとなっていることから、事業の方向性の評価と達成度に対する評価は妥当なものであるとの評価をいただきました。

次のページを御覧ください。頂戴いたしました五つの提言とその提言に対応する取組について御説明いたします。

まず提言①「学校間の組織的対応力格差の是正」についてでございます。資料の「提言①に対する取組」の2段落目を御覧ください。令和5年1月に発行予定の「不登校支援ハンドブック事例集」を通じて、具体的な事例に基づいた効果のある組織的な対応を周知することにより、不登校支援における組織的な対応の充実を図っていきたいと考えております。また、組織的対応の要となる校内

支援委員会で、学校全体の気になる子供について見立てを基に方針を立て、具体的な支援について話し合い決定ができるよう、会の進め方や方向性を記したレジメや児童生徒状況把握シートの高知市モデルを作成し、また発信することで、効果的な取組を推進していきたいと考えております。

続きまして、提言②「生徒指導上の情報の報告と共有化におけるルールの方針」についてでございます。不登校の子供たちの背景は多様化・複雑化しており、学校だけでは対応が難しい事例も多く、心理や福祉、特別支援、医療や司法の視点を取り入れていくことは、子供たち一人一人の支援がより具体的かつ効果的になるために必要であると考えております。そのためには、校内の不登校支援委員会において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと情報共有を図り、見立てや支援の方向性について話し合うことが重要であり、これまでその重要性について発信してまいりました。また、支援会については「不登校に関するもの」とは別に「生徒指導上に関するもの」と分けて実施している学校も多く、生徒指導委員会においても不登校支援委員会と同様に組織的に対応しています。共有化におけるルールにつきましては、高知市立学校においては「不登校対応のスタンダード」を定めており、児童生徒が学校を欠席したときにはそれに基づき対応を行っております。また、長期欠席・不登校児童生徒については、各学校において情報共有の方法を工夫しており、欠席状況等を「見える化」することにより、全教職員が直近の情報を共有しております。専門家につなぐ特定の条件につきましては、個々のケースによって対応が異なるため、一律に実施することは難しいと思われませんが、各学校においては、状況把握シートにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの項目を入れ、抜かりのない支援となるよう努めております。また、高知市としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぐ基準を示すことについては、児童生徒状況把握シートの高知市モデルに取り入れるなど、不登校支援の方策の一つとして検討を行っていききたいと考えております。さらに、校内支援委員会における学校内外の専門家との連携の重要性について、不登校担当教員による「実践事例集」や「教育長への提言書」を活用し、校長会や研修会、リーフレット等で周知徹底を図っていききたいと考えております。

それでは、15ページの提言③「フリースクール、フリースペース、教育課程特例校の模索等多様な学べる場の拡大」についてでございます。4段落目になりますが、教育支援センターではまず、フリースクールの実態を把握することが必要であると考え、本年、夏休みの研修でフリースクール代表を講師として招聘し、活動内容等について学ぶ機会を持つことができました。また、不登校特例校につきましては、これまで教育支援センターの指導主事2名が、岐阜県の草潤中学校と京都府の洛風中学校を視察し、先進的な取組を学び、多様な学びの場の在り方について、現在模索しているところでございます。

続きまして提言④「校内型適応指導教室研究実践モデル校の取組の拡充」についてでございます。次の16ページを御覧ください。2段落目になりますが、校内型適応指導教室につきましては、令和2年度に高知市独自の事業として、そして令和3年度と4年度には「高知県不登校支援推進プロジェクト事業」を活用し、それぞれ設置しております。

3校においては、加配教員を中心に全教職員が関わることでできる組織的な運営を重視し、子供が安心して過ごすことのできる居場所づくりや人間関係づくり、教科の学びに取り組んでおります。また、タブレット端末を活用した学びや校内の教室で行われている授業をリモート配信して、校内適応指導教室に登校している子供たちが、教室での授業を受けたり活動に参加したりすることで成果を上げております。また、学校独自に不登校児童生徒の「多様な学びの場の保障」に向けて「校内適応指導教室」を設置し、学校の不登校対応力の強化を図っている学校も増えてきました。今後も各学校のリソースを活用して、不登校の児童生徒の居場所づくりを進め、「学校に行くか行かないか」の2択ではなく、「行ったり休んだりできる学校」「行ける時間だけ行くことができる学校」といった柔軟な受け入れや対応を積極的に進めることにより、不登校の児童生徒の社会的な自立と進路保障を図っていききたいと考えております。

最後に、提言⑤「不登校に関わる研修講座の開設」についてでございます。不登校の取組の充実に向けて、組織的・計画的に行うための教員の資質向上や学校における支援体制の充実が重要であることから、研修の果たすべき役割は大きいと考えております。教育研究所の中核市研修では、不登校支援担当者を対象とした「不登校支援担当者研修会」を実施し、「不登校支援ハンドブック」や「ほんの少し変えるだけでうまくいく」等を活用し、校内の支援体制を充実させ、チーム学校で組織として取り組むためのリーダーとなる教員の資質向上を目指して研修を実施しております。また、若年教員研修におきましても、不登校を生じさせない学級・学校づくりを進めるために、「あったかプログラム」や「学級経営ハンドブック」「ほんの少し変えるだけでうまくいく」などの日々の教育実践に活用しながら、児童生徒理解を踏まえた学級経営力の向上が図れるよう意図的・計画的に研修を実施しております。さらに、任意の研修となりますが「児童生徒理解講座」では、児童生徒理解に基づく対応の仕方等について学び、教員の資質・能力の向上を図るよう実施しております。今後におきましても、本市の喫緊の教育課題である不登校対策に関わる研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

松下教育長

では、この件に関して質疑等お願いします。

西森委員

率直に言って、この書いてある内容や対応については特段の意見はありません。ただ、今回ちょっと私が不勉強で、教育機会確保法という法律の中に、不登校の児童生徒の定義というのがあることを知りました。持ってまいりましたけど、「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として、文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう」とあって、文部科学大臣が定める状況というのは、文部科学省令第2号の「何らかの心理的情緒的身体的もしくは社会的又は背景によって児童生徒が出席しない又はすることができない状況とする。ただし病気とか経済的理由を除く。」という定義です。この注釈をどこかに書いてもいいのではないかと思います。先生方には常識なのかもしれませんが、以前、県教委の先生が何かの会で、「不登校の生徒は行きたくないんじゃないんだ。行けないんだ。」ということをおっしゃっていたのが、ものすごい印象に残ってまして、今回こうやって見ると、様々な要因があるということが法律上も謳われていて、そうすると学校でできることというのは、学校に起因する要素を除去しよう、そこだけは頑張ろう、そして、家庭とかいろんな問題については確かに踏み込めない部分も多いでしょうけど、でもせめてそこだけは、学校の責任でやらなくてはいけないから頑張ろうということだろうと改めて思いました。今更の話かもしれませんが、できたらこの条文をどこかに入れていただければと思いました。お願いします。

谷委員

非常に分かりやすくまとめていただいてありがとうございました。GIGAスクールもそうですけど、非常に分かりやすく読むことができました。

それで一つ聞きたいのは、不登校の11校の取組と成果の発信です。この11校に特化して、不登校の数が何人で、それが一定期間の取組によってどれぐらい向上したか、その理由は学校としての取組のどこにあるのかというような分析は今後になりますか。この数などは高知市全体としての状況ですよね。11校を対策するからにはそういう面がほしい気がします。数値的にも説得力のあるモデルのようなものをやると、その他の学校は「なるほど、こんな取組をすればいいのか」ということがすごく分かり、本当の不登校対策になるのではないかという気がします。急遽直すということは難しいけど、そのことをしておいて、やっていくことが大事だと思います。意見です。

野並委員

G I G Aと共通することですけど、G I G Aの中で60校60通りというお話があって、別のことを考えたんですが、デジタルのようなことで言うと60校60通りにしなくてもいいのではないかと思いました。これは恐らく文章にはできないことで、この文章は全然問題ないのですが、ただニュアンスとして、アナログの部分を60校60通りの部分か、応援してあげるような部分を入れてあげたら、例えば学芸会とか運動会をやったら面白いとか、そういう部分はその要素というか、もちろんデジタルとは関係ない部分ですけど、そういう要素をその中に盛り込めることができれば。つまり、面白い学校であれば学校に行きたくなるというようなところ、勉強外の部分の面白いというニュアンスが、どこかに必要なのではないだろうかというふうに感じました。以上です。

森田委員

提言③のところで、他の提言①②④⑤ではいろいろ書いていただいた後、どういうふうにしていくか、「何々していく、何々図りたい、何々図っていく」という方向を書いているが、提言③のところだけは「模索しているところである」となっているので、それなら例えば、せつかく民間ともつながってという話があったので、「これから提携していく」とか「情報共有していく」などそういうふうには書いていた方が、どういうベクトルで進むのかということがより明確になると思いました。田舎だから仕方がないということでは全然ないという感じで書いた方がいいと思って拝読いたしました。

松下教育長

正にその通りですね。ここだけ模索してしまっています。

森田委員

新聞にも出ていました。拝見しました。

松下教育長

だけど、最後語尾だけが模索してしまったら分からなくなってしまうので、ここは是非修正をお願いします。

ほかに質疑等はございませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【はい】—————

松下教育長

それでは2番が終わりまして、「対象事務3 学力向上対策」について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

「学力向上対策」についての説明を申し上げます。

資料25ページの点検・評価シートの様式1でございますが、9月の定例教育委員会において御意見いただきました部分について、まず「3 課題等」の内容につきましては、「1 事業の目的・概要等」にある「達成すべきレベル」で全国学力・学習状況調査を指標にという中で、教科に関する調査の記述はあるけれども、児童生徒質問紙の記述がというところがございましたので、その部分を追加して、また児童生徒質問紙調査では、「小学校において目標に達していない」という1文を加えております。

また、「4 今後の取組」につきまして、これまでの取組とは異なる部分があるということも記載してはどうかという御意見をいただきましたので、最後の1文としまして「具体的には、数学担当教員対象の研修会や主幹教諭連絡会を開催していく。」ということ載せております。それぞれ数学担当教員の研修会を9月、主幹教諭連絡会を10月に実施をいたしました。ここにはその議事等の記載はしておりませんが、実施済みということで御了承ください。

そして、評価委員さんからいただきました提言につきまして、資料21ページからになります。評価委員さんからはこれまでの結果を踏まえた上で、この取組については本事業の方向性は正しいものと評価をいただきました。その上で、22ページからになりますが、提言を四ついただいておりますので申し上げます。

まず、22ページの提言①「持続可能な学力向上対策の在り方」ということでもいただいておりますが、これまで学力向上推進室を平成30年度に設置しまして、その役割は大きいということもいただいていた中で、訪問支援の方向性としまして、22ページの「提言①に対応する取組」3段落目になりますが、各校における組織的なR P D C Aサイクルの確立を一層図ることで、学校が組織的・自立的に取組を進めていくことができるように支援を行い、高知市として持続可能な学力向上対策を進めることが重要であると考えております。そのために、学校が主体となって、課題解決に向けて必要な学力向上対策や取組を適切かつ効果的に進められるように、学校経営計画を基軸とした取組の進捗管理及び改善の手立てへの指導・助言、目標達成を見据えた意図的・計画的な授業研究体制の構築、中心的な役割を担うリーダー教員の育成等に向けた仕組みづくりへの支援に重点を置いていきたい。また、学校支援体制をより手厚く進められるように教育研究所等関係機関との協働的な取組を進めていきたい。と考えています。

次に23ページ、提言②「学力調査のC B T化への対応」ということでもいただきました。高知市におきましては、全国・学力学習状況調査で児童生徒質問紙調査におきますI C T機器が勉強に役立つと答えている項目について、肯定的回答の割合が全国を上回っているという結果もございます。その上で今後のC B T化への移行に向けてということで、3段落目に書きましたように、「使い慣れる」「使いこなす」という授業における活用を充実できるように、動画や音声機能の活用、児童生徒が試行錯誤する過程を可視化できる利便性を活かした指導の工夫を取り入れ、これまでの指導方法との融合を図るなど、具体的な活用方法を示す必要があると考えております。学力向上推進員によるI C T活用促進の視点を持った学校経営の指導・助言や、指導主事等による児童生徒の主体性、協働性、個別支援の充実を図るための指導方法の工夫について、訪問による指導を計画的に今後行ってまいります。また、12月に行われます高知県学力定着状況調査において、全ての学校での児童生徒質問紙をC B Tで実施する予定でございます。そうしたことから、児童生徒のタイピングスピードや操作上の課題等を踏まえて、校長会等での発信も含め、学校支援を進めてまいりたいと考えております。

次に提言③「平均正答率の向上のみではなく下位層の児童生徒を少なくすることを目指した、児童生徒の学習理解及び学習内容定着を図る取組の実施」についてでございます。24ページになりますが、最後の段落、今後、授業において児童生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度に応じた指導方法の工夫と学習の定着状況の確認、I C Tを有効に活用した知識・技能の定着に向けた取組を進めるとともに、学校組織として、短期サイクルにおける学習状況の把握、授業と家庭学習のサイクル化等の取組への指導・助言を行ってまいります。また、各校における取組についての検証を基に、課題解決につながる効果的な取組の発信を行ってまいります。

最後に提言④「学校訪問や校内研修等あらゆる機会における学習指導要領趣旨の周知」についていただいております。これまで学力向上推進室等におきましては、「学びの羅針盤」など、そういった資料を基に指導・助言を行うとともに、教育研究所の年次研修等においても同様の指導・助言を行ってきております。また、学習指導要領の趣旨を具現化した授業実践事例を指導資料や動画等で発信する機会を設け、具体的な授業改善のイメージを持てるように工夫してきております。今後につきましても、学習指導要領の趣旨理解また着実な実施とともに、2020年代を通じて実現を学校教育として「令和の日本型学校教育」の実現に向けた考え方や方向性について、理解・周知を行っていきたくと考えております。説明は以上でございます。

松下教育長

この件に関して質疑等お願いします。

谷委員

この学力向上についてはすごく分かりやすく、集約されているのでとても良かったと思います。さっと読めました。その中で私がよく分からなかったのは、23ページの提言②のCBTが、何なのかが分かりませんでした。コンピュータを使った試験方式ですか。一般市民の方も議員さんも見た時に私のように分からないかもしれないので、解説を入れてもらえたらより分かるのではないかと思います。

学校教育課長

CBTは、英語で「コンピューター ベースド テスティング」という名前の頭文字を取っています。今おっしゃっていただいたように、コンピュータを使ったテストの在り方ということで示されているものでございますので、その表記について注釈をつけたいと思います。

西森委員

もう一つ注釈がほしいと思ったのが、33ページの下から2行目、「キーコンピテンシー」という言葉です。初めて聞いたので、昨日インターネットで検索してしまいました。どう訳していいか分からないんですけど、とにかくリーダーとしてというか、これからこれが社会文化的技術的ツールを相互作用的に活用する能力とか、多様な社会グループにおける人間関係形成能力とか、自立的に行動する能力とか、しかもそれがそれぞれ3項目に分かれているから、結局このその能力とか書かれていて、ちょっと注釈がほしいと思ったのが一つです。

それからもう一つ、評価委員さんからの提言で、この点はどうしようというのが、34ページの上から6行目以降に「学力対策は、全国学力学習状況調査の結果を受けて強力に進められてきたから、数値で確認できる学力で正答率とその全国平均との比較の向上を中心的な対象としてやってきた。それが適切なアジェンダ・セッティングだったと思われる。」とあります。このアジェンダ・セッティングも訳してほしいと思いました。「目標の設定だったと思われる」という意味ではないかなと思っていますけれど。そして、「ただし」ということで、次の段落で「新しい学力観が提示されて、新学習指導要領で、要するに数値的な部分からの達成ではないところで現代的な形でやって、次世代の子供たちが未知の社会的課題を自身の手で解決していけるような学力の形成のためのものへとバージョンアップして頂きたい。」とあるので、学力テストでこんな点数で今ポイントは迫ってきましたというところよりも、もう一歩いわゆるバージョンとしか言いようがないですけど、違うものを見据えてくださいという御提言があります。この提言を、今回22ページ以降でやっていただいた中で、上手く受けているのがちょっと私は読み取りきれなかったです。評価委員さんが結構力を入れて書いていらっしゃる可能性もあると思っています、これに対して応答していないというふうに見えるとまずいのではないかと思います、「学習指導要領が改訂され」というのは24ページの提言④にあるので、ここで盛り込まれているということでもいいのかもしれないですけど、どう対応したらいいのかと思いました。そもそも難しい提言をされていると思って、数値を超えた何か別の目標の立て方をしてみてほしいとも言われているので、なかなか困ったと思って、その評価委員さんの御真意をどう突っ込むかというのと、それをどういうふうにご返すかという二つのことが気になっております。以上です。

学校教育課長

おっしゃっていただいたとおり、なかなか数値化ができていく部分がございます。この点検評価につきましては令和6年度までを見据えた学力向上アクティブプラン第二期の部分ということもありますので、その内容につきましてはこの評価と指標で進めていきたいと考えております。ただしそれ以降につきましては、今おっしゃっていただいたような成果指標であったり、ゴールイメージが明確になっていないこともありますので、また、この高知市独自のものとしていいかどうか

分からない部分もあるので、全国の大きな動きなどを見据えた上で改めて成果シートの設定など、これこそ模索してまいりたいと思います。

松下教育長

正にここが教育業界の核心の部分みたいなところですよ。求められているけれど、それを数値でどう評価するかというところ。全国学力・学習状況調査という物差しができて、それ以外のものを求められているわけなので、それをどういうふうに評価していくのかという。正に各学校がいろんな形でやっているところを、教育委員会としてどう集約して、今課長が言ったみたいに高知市独自にやっていいのかどうかというところに返ってくる。

西森委員

学力テストの偏差値からの脱却ということは皆ずっと思ってきていますけど、ではどうやってそれを、成果は50年60年先にならないと分からないというのもあるでしょうし、少なくとも今のこのプランの中で提言としてお受けして、バージョンアップしてアジェンダ・セッティングを変更しますみたいなことでもないでしょうから、そうするとこういう形を通して何らかの形で、評価委員さんにはこの手間も今後に向けて有り難く受けとめさせていただきますという形で、お返しするという感じでしょうか。なかなかこのペーパーの上では難しいですね。

松下教育長

難しいと思いました。

谷委員

これは、二人の評価委員さんが三つとも評価しているということですよ。

松下教育長

お二人に作っていただいたということです。

谷委員

いいのではないのでしょうか。

西森委員

ちょっと対応してみたら、やっぱり抜けているように見えてしまったものですから。上手くちゃんと評価委員さんに伝わっていれば。言ったのに答えてくれないみたいなこともないだろうと思いましたが、ちょっと気になったものですから。

学校教育課長

事務局としましては、まず後者に書かせていただいたように、学習指導要領の趣旨理解をしっかり徹底していきたいと。その上で次の資料というかほかのところを明確にしていきたいというふうに考えております。

西森委員

24ページの「学習指導要領改訂され」の辺りに、こちらの評価委員さんが書かれた趣旨をもうちょっと具体的に何らかの言葉で盛り込むなどしたら、ちゃんと読んでいます、応答していますという形になるかもしれないですね。

松下教育長

この書類を仕上げるに当たってはということですよ。

西森委員

はい、そうです。スルーしていませんという形で。

野並委員

私も実は谷委員さんがおっしゃったCBTが理解し難かったのですが、自分たちの医療の中で薬を使う時に、オンデマンドのeラーニングを受けてからこの薬を使ってくださいということがあります。それはオンデマンドでいつも見られるのですが、講義があつて、それに対して試験があつて、その試験に通らないと次に行けない。試験というか、いわゆるクエスチョンがあつてその正解を出

さないと次に進めなくて、また元の講義に戻るとか。これはそういうeラーニングのようなことを言っているのでしょうか。それとも単純なテストですか。テストのこの一瞬で回答率が分かるとかそちらの方ですか。

学校教育課長

筆記のテストをコンピュータ上で行って、おっしゃっていただいたようにすぐ集計の結果も出るということです。

野並委員

そっちですか。

岩原教育次長

文科省がこの全国学力調査をやるのに、問題を作ってペーパーを配布して厳重に管理して、出来上がったもののペーパーの答えをまた逆に集めるということに、全国規模でものすごくコストがかかっています。これが、コンピュータでテストをすることで紙がまず要らない、送らなくていい、集計が比較的早い時間にすぐできるというコストダウンにつながる要素は重点として置いています。そういう意味合いで、コストがかからないようになったところを、別の学習のコストへという思惑もある。そういう背景があるというか。

野並委員

結局結果だけですよね。なぜこれが正解なのかを理解させるわけじゃなくてということですか。

岩原教育次長

はい。

野並委員

分かりました。

森田委員

この文章を直すということではないですが、二つちょっと思ったことがあります。23～24ページにかけての中で、家庭学習のサイクルが学力下位層の生徒を少なくする上で大事なことだとあります。もちろんそれは納得するところです。家庭学習さえままならないというか、例えばヤングケアラーの話ではないですけど、宿題しようにも家がそういう状況でない子とか、お腹が単純に空いてとか、学習の手前にある子たちとか、そういう子たちと学力は無関係ではないと思うんです。そういうところを、まず具体的な取組というところに、子供の生活面に配慮するというそういう目線で見ただけいたらと一つ思いました。

もう一つは、もちろんこのとおりでと思っています。提言④ですけど、学習指導要領の趣旨の周知です。よく先生方の研修で、こうやって教えてくださいね、こうしたら生徒が食いつきますよ、関心引けますよ、興味関心を持ちますよ、授業持ちますよというのはあるんですけど、一方で、どうしてそれを教えないといけないのですかと言われたとき、先生も、指導要領に書いているからというような。これをどうして教えないといけないのかという趣旨、これを教えることでどういう思考力が保てるのかとか、なぜそれが必要かということは生徒さんにも必要ですが、やっぱり先生にも必要だというふうに思いました。以上です。

学校教育課長

そこをいかに我々が先生方に伝えていくかというのが大事な役割になってくると思いますので、一層頑張ってもらいたいと思います。

松下教育長

ほかよろしいでしょうか。

今日いただいた御意見を反映させたものを、22日にもう1回確認していただくという形で、構いませんでしょうか。

委員一同

【はい】

岩原教育次長

次の教育委員会で確定して、議会はその後報告という形です。

松下教育長

それでは、これで質疑を終了いたします。市教委第39号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、本日の会で出された意見を報告書に反映していただき、次回11月22日定例会で、再度審議することとしたいと思います。事務局の皆さん、よろしくお願いします。

続いて報告事項です。

次に、「第493高知市議会臨時会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

お手許にお配りしております「令和4年11月 市議会臨時会 提出議案一覧（教育委員会所管分）」と書かれた資料を御覧ください。教育長の専決を受けまして、11月議会に提出いたしました議案は、補正予算議案6件でございます。

それでは、1の予算議案について、御説明いたします。まず、(1)「小中学校等に係る学校給食物価高騰対策臨時特例事業費負担金」235,245,000円の内容といたしましては、資料2ページにお示ししてありますとおり、高知市の消費者物価指数が前年同月比2.3パーセント上昇し、特に光熱水費や食料などの生活必需品が高騰しておりますので、子育て世帯の家計における負担を軽減するため、国の交付金を活用することによりまして、令和4年12月分から令和5年3月分までの小中学校等の学校給食における、保護者負担分を公費で負担するものでございます。積算につきましては、1ページにお示ししてありますとおり、12月から3月までの給食実施予定回数66回から見込まれる総給食費(a)を算定し、ここから就学援助等の公的扶助の見込み額(b)(c)(d)を差し引くことによりまして、実際に保護者が負担する総額(e)を算定したものでございます。また、既に12月分の給食費を徴収している学校については、保護者に還付を行う際に振込手数料が発生しますので、振込手数料分245,000円を加えまして、補正予算額を235,245,000円としております。なお、令和4年度の保護者負担につきましては、食材の価格高騰分を6月補正予算で対応することにより、価格を据え置きとしておりますので、かがみ幼稚園が190円、小学校と義務教育学校(前期)が250円、中学校と義務教育学校(後期)が280円となっております。

次に、(2)「特別支援学校に係る学校給食物価高騰対策臨時特例事業費」347,000円の内容といたしましては、先ほどと同じく、令和4年12月分から令和5年3月分までの学校給食における保護者負担分を公費で負担するものでございますが、特別支援学校につきましては表にお示ししてありますとおり、各世帯の所得状況に応じて就学奨励費が県から保護者に支給されることとなっております。そのため、実際に保護者が負担することとなるのは、Ⅱ段階の場合は給食費の2分の1、Ⅲ段階の場合が全額となっておりますので、この部分の保護者負担額の合計が33万円となります。また、特別支援学校では、保護者から一旦給食費を徴収し、後日就学奨励費が県から保護者に支給されますので、今回の補正予算で対応する金額につきましても、後日学校から保護者に対して還付を行うこととなります。そのため、振込手数料17,000円を加えまして、補正予算額は347,000円となっております。なお、令和4年度の保護者負担につきましては、食材の価格高騰分を6月補正で対応しておりますので、据え置きとなっております。小学部が314円、中高等部が326円となっております。

次に、(3)小学校の「施設整備事業費」1,700万円の内容といたしましては、高須小学校中舎の屋上防水改修工事を、令和5年度当初予算で計上する予定で現地確認を行っていましたが、屋上防

水シートの劣化が予想以上に進んでいることが判明し、漏水による二次災害の発生のおそれがあることから、予定を前倒しして今年度中の事業完了を目指すものでございます。

次に、(4)「空調設備整備事業費」7千万円の内容といたしましては、高知特別支援学校の空調が今年の9月に故障により使用不能となったことから、学校教育活動に支障を来さないよう迅速な改修を行うため、空調設備更新のための設計及び工事を実施するものでございます。位置図にもお示ししておりますとおり、特別支援学校の空調は北系統と南系統に分かれておりまして、今回は北系統が故障したものでございますが、南系統につきましても室内機等からの漏水が発生しておりますので、両系統とも改修を行うこととしております。工期につきましては、夏季休業期間を中心に工事を行う必要がありますので、北系統と南系統を別工事としまして、2か年で整備を行う予定としております。南系統につきましては、令和5年度の3月補正で予算要求を行う予定でございます。

次に、(5)「中学校施設災害復旧費」300万円の内容といたしましては、令和4年9月の台風14号により破損した横浜中学校屋内運動場の原状復旧を行うため、工事の設計を実施するものでございます。現在、屋根の防水改修工事につきましては、予備費で対応を行っているところでございますが、今回、雨漏りにより故障した照明設備や反り返った床等の原状復旧を行うため、設計に係る予算を補正するものでございます。なお、原状復旧工事につきましては、令和4年度の3月補正で予算要求を行う予定でございます。

最後に、(6)繰越明許費の設定についてですが、地方自治法の規定により、今年度内に完了できない事業につきまして、令和5年度に繰り越す予算の上限額を設定するものでございます。内容といたしましては、先ほど御説明いたしました特別支援学校の空調設備整備事業7千万円を、繰越予算の上限額として設定しようとするものでございます。説明は以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

(5)の横浜中学校の屋内運動場の照明設備及び床等についてですが、現在は生徒の教育に関わって支障はないですか。

学校環境整備課長

写真にありますとおり、台風で防水シートが剥がれましたので、雨が降るたびに水浸しになります。今は改修工事をやっていますが、改修工事が始まるまでは水浸しの状態でした。現在屋根の改修工事はやっておりますが体育館は当然使えませんので、体育の授業や部活動がありますけど、体育の授業については横浜中学校と協議しまして、2学期については何とか体育館を使用しないやり方でやっております。

谷委員

大変ですね。

学校環境整備課長

3学期はどうしてもバレーなどをしなければならないということで、近くの横浜新町小学校の体育館を使う、それでもどうしても足りないものについては春野運動公園を代わりに使うということで進めています。部活動につきましては、南海中学校であるとか南中高の体育館であるとか、瀬戸の海辺の杜ホスピタルという病院の上の方に旧の観光バスの方の体育館があり、使わせていただくということで学校の方で色々調整をしていただきました。無料で何とか使えるところを。それでもどうしても足りないものには、先ほどと同じですけど春野運動公園を使うという形で調整をしております。

谷委員

分かりました。3月には卒業式はできるということですか。

学校環境整備課長

卒業式もできません。来年の2学期中に復旧予定です。結局、屋根、床、放送設備、消防設備とか電気設備とかも全部いきませんので、ほぼほぼやり替え工事になっています。

谷委員

横浜中学校は大変ですね。ちょっとでもいい方向になるようにやってもらいたいと思います。

学校環境整備課長

完全復旧は来年の2学期中を予定しております。

西森委員

(5)の同じ話なんですけど、こういうのは保険とかは掛かっていないのですか。

学校環境整備課長

管財課の方で入っている分はあります。どれぐらいというのは分からないんですけど、管財課と協議しているところです。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

森田委員

1から2ページの振込料が1件600円ということで、今ネットバンキングなどがありますが、電信だと一番高いのは600円、ちょっと安くなったりするのでは、今安くしているサービスもあるとちょっと思いましたけど、どうですか。

教育政策課長

この単価600円につきましては、他行振込の場合の最大値で見えておまして、そういった方は少ないのかなとは思いますが。

森田委員

分かりました。

野並委員

(5)の中学校のことについてですけど、こういう建物だったら災害時も使いますよね。災害時に使うところがこんな壊れ方をすると、そのこと自体の問題というのは問われていないですか。壊れて補償がというよりも、この壊れ方の在り様について言及するような話はないんですか。いわば、あつてはならないことですよ、本来災害時に使う所が台風で。問題ないですか。

岩原教育次長

もちろん被災した時には避難所になる所ですので、設計もされ強度もきちんと確認をしながら作られたものとなっていると思います。実際これに準ずる形の他の学校の建物もやっぱりありますけれども、ここだけがこういう被害にあったということは、その地形的な要件みたいなものもあつたのではないかと思います。高台のところであつて、南から台風の風をすごく受けやすい所であつたり、方角などの条件で、災害による予想できない形でのことだつた、不可抗力だつたのかというイメージでは捉えてはおると思います。

野並委員

分かりました。

松下教育長

よろしいでしょうか。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

署名

教育長

3番委員
